

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日
〇財務省告示第六百八十一号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平成十五年十一月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入札申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てると。	額面金額で二兆二千九百九十九億二千九百九十九円	二兆二千九百九十六億九千四百六十五万八千円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十一月十日	額面金額百円につき九十九円九角

財務大臣 谷垣 禎一

十二	十三	十四	十五	十六	十七
募入平均	償還期	償還金額	元金支払	入札参加	払込期日
額面金額百円につき九十九円九	平成十六年五月十三日	償還金を支払う。その翌営業日に	日本銀行額面金額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成十五年十一月十日